

■スケジュール

回	内容	講義時間	担当講師 (敬称略)	通信部		最終申込締切
				DVD	WEBスクール	
				発送日	配信開始日	
1	代理権の範囲等	3h	風間 正樹	11/21(木)	11/19(火)	5/24(日)
2	司法書士倫理等	3h				
3	要件事実	3h	金沢 幸彦	12/19(木)	11/26(火)	
4		3h			12/10(火)	
5		3h			12/17(火)	
6		3h		1/16(木)	12/24(火)	
7		3h		12/31(火)		
8		3h		1/14(火)		

商品内容について

- WEBスクールの視聴期限は2020年6月7日(日)です。
- 配信開始日・発送日以降のお申込みも受け付けます。既に発送日が経過した回の教材については、次回発送日に一括発送します。
- 上表の各発送日は、各発送日の5日前までのお申込みに適用されるものです。

※WEBスクール受講生への教材送付について  
視聴ページにてPDFの閲覧・ダウンロードとなります。教材の現物発送はございません。

■受講料(税込)

通信部 (DVD)			通信部 (WEB)			通信部 (WEB+DVD)		
講座コード	辰巳価格	代理店価格	講座コード	辰巳価格	代理店価格	講座コード	辰巳価格	代理店価格
C9146R	¥43,100	※注1	C9146E	¥40,400	※注1	C9146W	¥45,000	※注1

※注1 本講座は、生協等の代理店でのお申込みはできません。

※注2 DVDはDVD-R対応機種でのみご利用いただけます。WEBスクールはWEB視聴環境等ご自身のプレーヤーをご確認のうえお申し込みください。

【注】本講座への割引制度の適用は、専用の割引券のみとなります(本講座は司法書士試験対策講座ではありませんので、「リピーター割引」「奨学生試験割引」その他の司法書士講座用の割引制度は一切適用されません。ご注意ください。)

★本講座の申込方法…詳細は各本校へお問合せください。



2020年度簡裁訴訟代理等能力認定考査対策



# 簡裁認定考査

# Speedy

# 合格講座

短時間で一挙に学ぶ!

民法改正に対応!  
(債権法・相続法)

辰巳法律研究所

<https://www.tatsumi.co.jp/>

東京本校 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 4-3-6 TEL 03-3360-3371 (代表)  
大阪本校 〒530-0027 大阪府大阪市北区堂山町 1-5 三共梅田ビル 8 F TEL 06-6311-0400 (代表)

## ■認定の現状

法務省「法務年鑑」(平成 29 年)によると、平成 29 年 12 月 31 日現在、「司法書士登録者総数」は 22,519 名。これに対し、平成 29 年までに「認定を受けた者の総数」は 19,758 名となっており、未登録の人も含むとはいえ、認定を受けた人の数は非常に多くなっています。

司法書士の求人に際しても、「認定司法書士」と「司法書士」では別扱いとしていることが多く、特に若手の司法書士にとって、認定は必須のものとなっているのが現状です。

## ■過去の考査結果

近年の考査の結果は右表の通りです。

平成 29 年度までは認定率 60%前後で推移してきましたが、平成 30 年度は 43.1%、直近の 2019 年度は 79.7%と安定しています。

考査の受験者が既に高い法律知識を有する者であることを考えると、容易な試験ではないことがわかります。

年度	考査受験者数	認定者数	認定率
平成25年度	1196	830	69.4%
平成26年度	1062	741	69.8%
平成27年度	987	649	65.8%
平成28年度	940	556	59.1%
平成29年度	915	526	57.5%
平成30年度	874	377	43.1%
2019年度	936	746	79.7%

## ■考査の内容分析

近年の考査における「出題趣旨」と「配点」は次の通りです。

問題No.	小問No.	平成29年度	平成30年度	2019年度
第1問	小問(1)	訴訟物の意義の理解及び出題事例に即して所有権に基づく返還請求権としての土地明渡請求権を訴訟物として構成することができるかどうかを問うもの (配点4点)	訴訟物の意義の理解並びに出題事例に即して売買契約に基づく土地引渡請求権及び所有権移転登記請求権を訴訟物として構成することができるかどうかを問うもの (配点4点)	訴訟物の意義の理解及び出題事例に即して保証契約に基づく保証債務履行請求権を訴訟物として構成することができるかどうかを問うもの (配点4点)
	小問(2)	請求原因の意義の理解及び出題事例に即して小問(1)の訴えに係る訴訟における請求原因事実を正しく提示することができるかどうかを問うもの (配点8点)	出題事例に即して小問(1)の訴えに係る訴訟(売買契約に基づく土地引渡請求及び所有権移転登記請求訴訟)における請求の趣旨をその付随的申立て(仮執行宣言の申立て)も含めて正しく記載することができるかどうかを問うもの (配点4点)	出題事例に即して小問(1)の訴えに係る訴訟(保証契約に基づく保証債務履行請求訴訟)における請求の趣旨を正しく記載することができるかどうかを問うもの (配点5点)
	小問(3)	抗弁の意義の理解並びに出題事例に即して代物弁済による所有権喪失の抗弁及び占有権原の抗弁をそれぞれ正しく提示することができるかどうかを問うもの (配点12点)	請求原因の意義の理解並びに出題事例に即して小問(1)の訴えに係る訴訟における請求原因事実を有権代理、表見代理及び追認の各請求原因に整理して提示することができるかどうかを問うもの (配点18点)	請求原因の意義の理解及び出題事例に即して小問(1)の訴えに係る訴訟における請求原因事実を提示することができるかどうかを問うもの (配点10点)
	小問(4)	再抗弁の意義の理解並びに出題事例に即して占有権原の抗弁に対する無断転貸による解除の再抗弁及び期間満了の再抗弁をそれぞれ正しく提示することができるかどうかを問うもの (配点10点)	抗弁の意義の理解並びに出題事例に即して表見代理の請求原因に対する正当な理由の評価障害事実の抗弁及び各請求原因に対する同時履行の抗弁を提示することができるかどうかを問うもの (配点6点)	抗弁の意義の理解並びに出題事例に即して商事消滅時効の抗弁及び相殺の抗弁を提示することができるかどうかを問うもの (配点13点)
	小問(5)	文書の成立の真正について、出題事例に即して、訴訟代理人に対する期日において行うべき認否の具体的内容及びその認否を行った場合に裁判所が文書の成立の真正を判断する枠組みについての理解を問うもの (配点12点)	再抗弁の意義の理解並びに出題事例に即して同時履行の抗弁に対する一部弁済及び相殺による再抗弁を提示することができるかどうかを問うもの (配点10点)	再抗弁の意義の理解並びに出題事例に即して商事消滅時効の抗弁に対する時効中断の再抗弁及び相殺の抗弁に対する譲渡禁止特約の再抗弁を提示することができるかどうかを問うもの (配点7点)
	小問(6)	出題事例に即して申し立てるべき保全処分とその保全処分の手続を行わなかった場合に受けるおそれのある不利益を説明できるかどうかを問うもの (配点8点)	和解条項の意義の理解及び出題事例に即して引換給付の場合における和解条項を正確に記載することができるかどうかを問うもの (配点7点)	出題事例に即して文書に準ずる物件である録音データを証拠として提出するための証拠調べの手続についての理解を問うもの (配点3点)
第2問	小問(1)	司法書士法第3条第2項に規定する司法書士の代理権の範囲等についての理解を問うもの (配点6点)	同時審判の申出についての理解を問うもの (配点3点)	出題事例に即して債務不存在確認訴訟における請求の趣旨を正しく記載することができるかどうかを問うもの (配点6点)
	小問(2)		公示送達の意味並びに公示送達による呼出しを受けた者が口頭弁論の期日に出席しなかった場合における請求原因事実の立証の要否及びその理由について問うもの (配点5点)	出題事例に即して債務不存在確認訴訟の訴状において主張すべき請求原因の内容(確認の利益を基礎付ける事実)についての理解を問うもの (配点3点)
	小問(3)		出題事例に即して140万円を超える債権を自働債権とする相殺の主張と認定司法書士の代理権の範囲等の関係についての理解を問うもの (配点6点)	債務不存在確認訴訟を提起した後、当該債務の履行を求める反訴が提起された場合に言い渡される判決についての理解を問うもの (配点4点)
	小問(4)			新額140万円を超える反訴が提起された場合における反訴状の送達と認定司法書士の代理権の範囲との関係についての理解を問うもの (配点5点)
第3問	小問(1)	司法書士法人が簡裁訴訟代理等関係業務に関するものとして受任した事件に、当該司法書士法人の社員として自ら関与した司法書士が、当該事件の判決が確定し、かつ、当該司法書士法人を退社した後に、当該事件の相手方から依頼を受けて裁判書類作成関係業務を行うことが司法書士法上できるかどうかについての理解を問うもの (配点10点)	簡裁訴訟代理等関係業務を受任した事件の依頼者と利害が相反する者からの依頼による裁判書類作成関係業務を受任することが司法書士法及び司法書士倫理上できるかどうかについての理解を問うもの (配点7点)	簡裁訴訟代理等関係業務に関するものとして、相手方の協議を受けて賛助した事件を受任することが司法書士法上できるかどうかについての理解を問うもの (配点5点)
	小問(2)			同一事務所内に所属する他の認定司法書士が簡裁訴訟代理等関係業務に関するものとして相手方の協議を受けて賛助した事件について、これを受任することが司法書士倫理上できるかどうかについての理解を問うもの (配点5点)

## ■本講座のカリキュラム

■司法書士業務関連 ※2016年11月に収録したものです。

回	内容	担当講師	概要
1	代理権の範囲等	風間 正樹先生	考査では 15 点近い配点が与えられることの多い分野です(70 点満点中。なお、認定の基準は 40 点以上)。この分野で確実に得点することが、合格への近道です。
2	司法書士倫理等		

■訴訟関連 ※2019年に新規収録いたします。

回	内容	担当講師	概要
1	要件事実	金沢 幸彦先生	考査での出題の 75%超を占める重要な分野です。要件事実論の担当講師は弁護士なので、訴訟に関する幅広くかつ正確な知識を提供することができます。講義では、まず、オリジナルレジュメを用いて事実認定に関する基本事項を押さえた上で、指定教材である「要件事実論 30 講」を用いて要件事実論の基礎を丁寧に解説。その後、教材に掲載されている事案を素材としながら、認定考査で求められる「簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力」を着実に身につけていきます。
2			
3			
4			
5			
6			

## ■担当講師

業務関連：辰巳講師・司法書士 風間 正樹 先生

平成 22 年度司法書士試験合格。受験時代はフルタイムで仕事をしながら合格を果たし、現在は実務に携わりながら受験指導をしている。

実務での数々の経験に裏打ちされた知識は、講義内容にもいかに発揮されている。司法書士オープン解説講義なども担当しており、講義経験豊富。



訴訟関連：辰巳専任講師・弁護士 金沢 幸彦 先生

早稲田大学政経学部卒・中央大学法科大学院(既修者コース)修了。2010 年新司法試験を受験 1 回で見事に上位合格(総合 63 位、論文総合 58 位)を果たした実力派講師。辰巳では司法試験および予備試験基幹答練の解説講義等多数の講座を担当し、高い講義技術で受講生から好評を得ている。



## ■テキスト

いずれも各自でご用意ください。

司法書士業務関連：  
司法書士 簡裁訴訟代理等関係業務の手引 [平成 29 年版]  
(日本加除出版) 定価 本体 3,200 円(税別)



訴訟関連：  
要件事実論 30 講 [第 4 版]  
(弘文堂) 定価 本体 3,800 円(税別)

